

2. 事業の概要と成果	
<p>(1) プロジェクト目標の達成度 (今期事業達成目標)</p>	<p>上位目標「対象地域の村人と行政官が、土地と自然資源の公正で持続的な利用・管理に関する能力を増し、実践する」の実現に対して、プロジェクト目標を以下のように達成することを通じて、貢献することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有林もしくは魚保護地区の仕組みが整備される。 <p>⇒3村で共有林もしくは魚保護地区の仕組みが整備された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域で適切な農業／農村開発活動が計画通りに実践される。 <p>⇒計画した9割以上の農業／農村開発活動が実践された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の村人と行政官の自然資源の管理・利用に関する知識および技術が向上する。 <p>⇒法律研修に参加した64%の村の自治会メンバーと70%の行政官、ジェンダー研修に参加した76%の村の自治会メンバーの自然資源の管理・利用に関する知識および技術がそれぞれの研修を通じて向上した。</p> <p>今期事業に残された課題に取り組み、第1年次、第2年次事業の成果とあわせて、上記プロジェクト目標を達成する。</p>
<p>(2) 事業内容</p>	<p><1：持続的な土地と自然資源の利用に資する活動></p> <p>(1-1) 共有林の設置</p> <p>【アサパントン郡】</p> <p>対象村2村で村境のGPSによる実測を完了し、3村で村境を示す看板を設置した。第2年次に共有林を設置した対象村1村で、規則の実践状況のモニタリングを行い、問題なく運用がなされていることを確認した。</p> <p>【ピン郡】</p> <p>対象村4村で村境を示す看板を設置した。1村で共有林対象区域のGPSによる実測と地図作成、規則策定を完了し、樹木および林産物のサンプリング調査を実施した。その後、郡知事の承認を得た上で、地図と規則を記した大型の看板を村内に設置し、郡行政も参加する式典を実施した。</p> <p>(1-2) 魚保護地区の設置</p> <p>【アサパントン郡】</p> <p>第2年次に魚保護地区を設置した対象村1村で、規則の実践状況のモニタリングを行い、問題なく運用がなされていることを確認した。</p> <p>【ピン郡】</p> <p>対象村2村で、魚保護地区対象区域のGPSによる実測と地図作成、規則策定を完了し、郡知事の承認を得た。その後、地図と規則を記した大型の看板を村内に設置し、規則内容を周知する会合を実施した。第2年次に魚保護地区を設置した対象村1村で、規則の実践状況のモニタリングを行い、問題なく運用がなされていることを確認した。</p> <p>(1-3) 農業/農村開発活動</p> <p>第2年次に策定した計画に則って、対象村10村において各種農業技術研修を行った。実施した活動内容は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラタン栽培…ポンパン村6世帯、ナライコーク村5世帯、アラン村6世帯を対象として、ラタンの種を配布し、栽培研修を実施した。また、ポンパン村6世帯、ナライコーク村11世帯、アラン村20世帯を対象にラタンの苗の移植研修を行った。加えて、ポンパン村12世帯、ナライコーク村9世帯、ナライドン村9世帯、ゲンサイ村10世帯に対してラタンの苗を提供した。

・家庭菜園…ポンパン村 2 世帯、ファイ村 4 世帯、ナライコーク村 10 世帯、ナライドン村 15 世帯を対象として、有機堆肥と有機防虫材の作り方に関する研修を行った。また、ポンパン村 6 世帯、ファイ村 5 世帯、ナライコーク村 7 世帯、ナライドン村 5 世帯に対して、9 種類の野菜の種を提供した。

・果樹栽培…ポンパン村 5 世帯を対象として、6 種類の果樹の苗約 140 本を提供した。また、ゲンサイ村の掘削した溜池周辺および 27 世帯を対象として、5 種類の果樹の苗約 100 本を提供した。加えて、ポンパン村 20 世帯、ニャン村 2 世帯、パシア村 4 世帯、ゲンサイ村 8 世帯に対して、果樹の苗木の選定と定植の方法に関する研修を行った。

・稲作改善…ポンパン村 20 世帯、ナライコーク村 20 世帯、ナライドン村 22 世帯、ニャン村 79 世帯、パシア村 86 世帯、ゲンサイ村 74 世帯を対象として、ポンパン村およびナライコーク村は 1 世帯につき 10kg、ナライドン村、ニャン村、パシア村、ゲンサイ村は 1 世帯につき 18kg の種籾を配布し、種籾選別の技術研修を実施した。また、ポンパン村 8 世帯、ナライコーク村 5 世帯、ナライドン村 8 世帯、ニャン村 11 世帯、パシア村 13 世帯、ゲンサイ村 5 世帯を対象に、稲作の有機堆肥と有機防虫材の作り方に関する研修を行った。加えて、ニャン村 82 世帯、パシア村 88 世帯、ゲンサイ村 74 世帯に対して、1 世帯につき 2kg の種籾を提供した。

・キノコ栽培…ファイ村 8 世帯を対象として、キノコの栽培研修を行った。

・魚養殖…ナライコーク村、ノンハン村の掘削した溜池において、4 種類合計約 1 万 4 千匹の稚魚を放流した。また、ゲンサイ村の掘削した溜池では 3 種類合計 7 千 5 百匹の稚魚を放流した。

・小規模灌漑（溜池）…ナライコーク村、ノンハン村、ゲンサイ村において溜池を掘削し、村人に引き渡した。また、村人と協議して利用規則を策定した。加えて、酸素や栄養を供給するグリーンウォーターの作り方に関する研修を行った。

・小規模灌漑（貯水槽）…ポンパン村、ファイ村において貯水槽を設置し、村人に引き渡した。また、村人と協議して利用規則を策定した。

・牛銀行…ナライコーク村 3 世帯、アラン村 3 世帯を対象として、牛小屋の建設資材と 1 世帯につき 2 頭（合計 12 頭）の牛を提供し、牛銀行を設置した。また、アラン村 3 世帯の牛銀行の牛に対してワクチン接種を行った。加えて、ナライコーク村 8 世帯、アラン村 10 世帯に対して、藁を利用した飼料の作り方に関する研修を行った。

・ヤギ銀行…ナライドン村 4 世帯を対象として、ヤギ小屋の建設資材と 1 世帯につき 3 頭（合計 12 頭）のヤギを提供し、ヤギ銀行を設置した。また、ナライドン村 4 世帯のヤギ銀行のヤギに対してワクチン接種を行った。

・家畜健康管理…ポンパン村、ナライドン村、ノンハン村、ファイシ村、アラン村を対象として家畜の病気に関する対処方法とワクチン

接種の重要性を伝えるビデオ研修を実施し、ワクチン接種の資材を提供した。また、ポンパン村9世帯、ファイ村5世帯、ナライドン村5世帯、ノンハン村26世帯、ゲンサイ村3世帯、ファイシン村16世帯、アラン村3世帯の所有する家畜に対してワクチン接種を行った。加えて、ノンハン村3世帯を対象として、ワクチン研修を行った。

・米銀行…ニャン村79世帯、パシア村88世帯、ゲンサイ村74世帯を対象として、米倉の建設資材と1世帯につき約175kgの原資となる米（合計42,100kg）を提供し、米銀行運営委員会を設置した上で、米の貸し出しを行った。

＜2：公正な土地と自然資源利用に資する活動＞

（2-1）法律研修

対象村5村で2020年版法律意識啓発カレンダーを使用した研修を各1回行い、合計248名の村人の参加を得た。2021年版カレンダーの制作チームの一員として、タスクチーム会議に5回参加し、カレンダーの内容策定に協力した。サワンナケート県農林局において2021年版カレンダー発表会議を行い、中央および県・郡の行政官やNGO、企業関係者など合計45名の参加を得た。2021年版カレンダーを使用した研修を行政官向けに1回、対象村10村で各1回行い、それぞれ11人の行政官、615人の村人（男390人、女225人）が参加した。2022年版法律カレンダーの制作に向けて、タスクチーム会議に7回参加し、カレンダーの内容策定に貢献した。

ピン郡の対象村3村でコミュニティー林、魚保護地区の設置完了に際して法律研修を各1回行い、これには197人の村人が参加した。対象村10村で自然資源管理に関する法律研修を各1回行い、合計132名の村人の参加を得た。

（2-2）ジェンダー研修

ピン郡の対象村5村でジェンダー研修を各1回行い、村人342人の参加を得た。

（2-3）行政などへの働きかけ

12月、農林省農林研究所の担当官を招聘して、NGO担当副郡知事や郡環境自然資源事務所長、県農林局副局長らを対象としたワークショップを行った。この会議では農林省農林研究所の担当官によるプレゼンテーションを通じて、新型コロナウイルスによる危機に対応するためのコミュニティーベースの自然環境開発をテーマとした意識啓発を行った。2月には関係する中央行政機関および他団体を訪問し、活動村のデータをまとめたラオス語の冊子を草の根の事例として共有した。

＜3：事業成果の持続性確保と拡大に資する活動＞

（3-1）農業普及センター/農民学校支援

農業技術研修や活動村を対象とした会議などの活動において、ピン郡農業普及センターを29回、アサパントン郡農民学校を12回、それぞれ利用した。

（3-2）対象村間の定期会議の開催

ピン郡農業普及センターにおいて、活動村を対象とした合同の会議を3回開催した。1回目の会議（魚保護地区の規則について）には2村合計10名、2回目の会議（米銀行の運営方法について、前活動村の村人による経験の共有をあわせて実施）には3村合計31名、3回

	<p>目の会議（稲作改善について）には3 村合計 52 名の村人が参加した。また、アサパントン郡農民学校において、稲作改善についての合同会議を1 回開催し、3 村合計 57 名の参加を得た。</p>
<p>(3) 達成された成果</p>	<p>◆期待される成果 1（活動内容（1-1）共有林の設置および（1-2）魚保護地区の設置） ・持続的な自然資源利用のための仕組みが作られ、村人によって適切に運営される ◇第3 年次 【アサパントン郡】 指標 1 2 村で共有林や魚保護地区で決められた規則が実践される（聞き取り） ⇒2 村で共有林や魚保護地区で決められた規則が実践されている 指標 2 2 村で共有林や魚保護地区で決められた規則の見直しが行われ、必要に応じて改定される（議事録） ⇒2 村で共有林や魚保護地区で決められた規則の見直しが行われた 【ピン郡】 指標 1 3 村で共有林、もしくは魚保護地区が設置され、行政に登録される（行政の資料） ⇒1 村で共有林が、2 村で魚保護地区が設置され、行政に登録された 指標 2 3 村での共有林、もしくは魚保護地区の設置に際して、村の伝統的自然資源利用状況を外部者にもわかる客観的な形で表現したデータが収集され、村人全員に共有される（完成した冊子） ⇒3 村で共有林、もしくは魚保護地区の設置に際して、村の伝統的自然資源利用状況を外部者にもわかる客観的な形で表現したデータが村人全員に共有された 指標 3 1 村で共有林や魚保護地区で決められた規則が実践される（聞き取り） ⇒1 村で共有林や魚保護地区で決められた規則が実践されている 指標 4 1 村で共有林や魚保護地区で決められた規則の見直しが行われ、必要に応じて改定される（議事録） ⇒1 村で共有林や魚保護地区で決められた規則の見直しが行われた</p> <p>◆期待される成果 2（活動内容（1-3）農業/農村開発活動） ・対象地域において、適切な土地利用に基づいた取り組みによって生計安定/向上が図られる ◇第3 年次 指標 1 8 村で適切な農業/農村開発活動が第2 年次に策定した計画通り実践される（活動記録） ⇒10 村で第2 年次に策定した計画の9 割以上の活動が実践された</p> <p>◆期待される成果 3（活動内容（2-1）法律研修および（2-2）ジェンダー研修） ・対象地域の村人が、土地・森林、自然資源を守るために、自らが持つ法的権利や人権に関する知識を増す ◇第3 年次 指標 1 10 村で13 回の法律研修が行われる（活動記録） ⇒10 村で28 回の法律研修が行われた 指標 2 法律研修に参加した村の自治会メンバーの70%（※3）が研修内容を理解している（研修直後のテスト） ⇒法律研修に参加した村の自治会メンバーの64%が研修内容を理解した 指標 3 5 村で5 回のジェンダー研修が行われる（活動記録）</p>

⇒ 5村で5回のジェンダー研修が行われた
指標4 ジェンダー研修に参加した村の自治会メンバーの70%（※3）が研修内容を理解している（研修直後のテスト）
⇒ ジェンダー研修に参加した村の自治会メンバーの76%が研修内容を理解した

※3…村の自治会メンバーの70%が法律研修やジェンダー研修の内容を理解していれば、法律やジェンダーに関する知識が村内で円滑に普及すると考え、指標の数値を設定した。

◆期待される成果4（活動内容（2-1）法律研修）

・対象地域の行政官が、土地・森林、自然資源の公平な利用と管理に関する法的義務や人権に関する知識を増す

◇第3年次

指標1 1回の行政官向け法律研修が行われる（活動記録）

⇒ 1回の行政官向け法律研修が行われた

指標2 法律研修に参加した行政官の80%（※4）が研修内容を理解している（研修直後のテスト）

⇒ 法律研修に参加した行政官の70%が研修内容を理解した

※4…法律研修に参加する行政官の80%が研修内容を理解していれば、本事業終了以降も行政官が村人に対する法律研修を主体的に担うことができるようになると考え、指標の数値を設定した。

◆期待される成果5（活動内容（2-3）行政などへの働きかけ）

・中央を含めた行政官が、住民主体の土地・森林、自然資源の利用・管理に関する知識を増す

◇第3年次

指標1 県の課長クラス、NGO担当副郡知事、郡の事務所長クラスがワークショップに1回参加し、その内容を理解している（聞き取りによる確認）

⇒ NGO担当副郡知事、郡環境自然資源事務所長や県農林局副局長らがワークショップに1回参加し、その内容を理解した

指標2 公式なチャンネルを通じて、草の根の事例が中央に1回届けられる（活動記録）

⇒ 公式なチャンネルを通じて、草の根の事例が中央に1回届けられた

◆期待される成果6（活動内容（3-1）農業普及センター/農民学校支援）

・農業普及センター/農民学校が建設、活用され、行政官の知識・技術が向上する

◇第3年次

指標1 農業普及センターの会議スペースが活動において10回使用される（利用記録）

⇒ 農業普及センターの会議スペースが活動において29回使用された

指標2 農民学校が活動において10回活用される（利用記録）

⇒ 農民学校が活動において12回活用された

指標3 農業普及センター/農民学校の行政官が少なくとも一つ、新しい知識、技術を身につける（聞き取り及び活動記録）

⇒ 農業普及センター/農民学校の行政官が新しい知識、技術（種

	<p>籾選別、ラタンの種の発芽方法、キノコ栽培など) を身につけた</p> <p>◆期待される成果7 (活動内容 (3-2) 対象村間の定期会議の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村人同士のネットワークが形成される <p>◇第3年次</p> <p>指標1 JVC との活動や村の問題について話し合う対象村による定期会議が4回開催される (活動記録)</p> <p>⇒ 対象村による定期会議が4回開催された</p> <p>指標2 定期会議以外の場でも対象村同士が自主的に話し合う事例が見られる (聞き取り)</p> <p>⇒ 対象村同士が自主的に話し合う事例をまだ確認できていない</p>
(4) 持続発展性	<p>行政に登録された共有林や魚保護地区は自然資源管理の仕組みとして、村人によって持続的に運用されていく見通しである。また、農業/農村開発活動を通じて村人によって習得された各種農業技術や整備された設備は、村人の生計の安定や向上に継続的に貢献することが期待できる。加えて、村人が土地問題、自然資源に関する問題に直面した際は、法律研修を通じて身につけた知識を活かして自らの権利を守っていくことが期待される。これら活動の成果や村人の実践が持続するよう、現地行政との間で活動を引き継ぎ、覚書を交わした。今後は現地行政が共有林や魚保護地区の規則改定や農業技術の実践をサポートし、法律研修やジェンダー研修を継続していく計画となっている。農業普及センターの会議スペースおよび農民学校は譲渡した現地行政によってよく維持管理され、行政や地域住民によって十分に利用されている。今後も両施設は地域の拠点として機能していく見通しである。</p>